

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区大森中三丁目19番9号

氏 名 有限会社金剛運輸

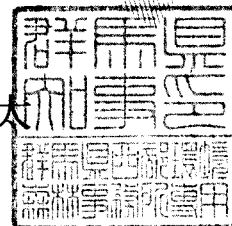
代表取締役 金剛寺修司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 5年10月22日

許可の有効期限

令和12年10月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉋さい、⑮がれき類、⑯ばいじん (以上16種類)

※⑥については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 5年10月22日 新規許可

平成10年10月22日 更新許可

平成15年10月22日 更新許可

平成19年12月12日 変更許可

平成20年10月22日 更新許可

平成25年10月22日 更新許可

平成30年10月22日 更新許可

令和 5年10月22日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無